

琉球大学医学部再生医療研究センター西普天間キャンパス共用研究スペース運用内規

（令和6年9月30日）
制 定

（趣旨）

第1条 この内規は、国立大学法人琉球大学土地・建物貸与要領第2条第6号、第5条第4項及び第10条、国立大学法人琉球大学料金規程第21条の3第2項、琉球大学医学部再生医療研究センター規則第14条並びに琉球大学医学部先端医学研究センター施設使用要項第15条の規定に基づき、琉球大学医学部再生医療研究センター（以下「センター」という。）の西普天間キャンパスの施設使用に関し、必要な事項を定める。

（使用の目的）

第2条 センター長は、沖縄県における健康社会の実現と再生医療の産業化推進に貢献する目的に限り、センター内の共用研究スペースを学内外の者に使用させることができる。

（用語の定義）

第3条 この内規における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「共用研究室等」とは、センター内の共用研究スペースをいう。
- (2) 「使用者」とは、この内規に基づき共用研究室等を利用する個人をいう
- (3) 「教員」とは、教授、准教授、講師及び助教をいう。（特命教員、非常勤講師、非常勤研究員及び寄附講座教員を含む）
- (4) 「研究チーム」とは、使用者で構成する研究組織であって、共用研究室等を共同利用するものをいう。
- (5) 「申請者」とは、共用研究室等の使用許可を受けるに当たり申請を行う者をいう。
- (6) 「研究代表者」とは、研究チームを代表して研究を総括する使用者（単独で研究を行う使用者にあつては当該使用者）をいう。
- (7) 「研究監督者」とは、使用者の身元保証、損害等の連帯保証及び施設の安全管理等の監督責任を負う者をいう。
- (8) 「施設」とは、土地、建物、建物に付随する電気設備、給排水設備及び空調設備等をいう。
- (9) 「物品」とは、研究及び実験等に使用する機械器具類並びに実験台等の備品類をいう。
- (10) 「施設維持管理費」とは、施設の運転管理、保守点検、修理修繕及び清掃等施設の維持管理に要する費用をいう。
- (11) 「光熱水費」とは、電気使用料、上下水道使用料、ガス使用料及び電話使用料をいう。

（使用者の資格）

第4条 共用研究室等の使用者となることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教員
- (2) 本学の学部学生、大学院学生、研究生及び医員（本学の教員を研究代表者とする研究チームに加わる場合に限る。）
- (3) 民間機関等の共同研究員
- (4) 本学の有する研究成果及び技術、ノウハウを用いたベンチャー企業の構成員
- (5) その他沖縄県における健康社会の実現と再生医療の産業化推進に貢献するものとセンター長が認めた者

2 前項第3号から第5号までに掲げる者（以下「学外使用者」という。）については、本学の教員を研究代表者とする研究チームに加わる場合を除き、本学の教員を研究監督者としなければならない。

（使用者の募集）

第5条 使用者の募集に関しては、原則として琉球大学医学部再生医療研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の承認を得て募集を行うものとする。

2 共用研究室等に空きが生じた場合は、必要に応じて前項に基づき募集を行うものとする。
(使用許可の申請)

第6条 申請者は、研究代表者が行う。ただし、研究代表者が学外使用者であるときは、研究代表者の所属機関の長又は当該所属機関に属する者で、共用研究室等の使用契約に関して権限を有する者とする。

2 申請者は、募集期間内に、上原キャンパス事務部管理課資産管理係に別紙1「使用申請書」及び別紙2「活動計画書」を提出するものとする。
(使用者の選定)

第7条 使用者の選定は、運営委員会において行う。

2 許可された使用期間経過後も引き続きセンターの使用を希望する者から申請があった場合は、その活動実績を優先した上で、使用者を選定する。

(使用の許可)

第8条 運営委員会は、前条に、より選定した申請者の氏名を速やかに公表するとともに、申請者に採択通知書を発行する。なお、運営委員会は、相当の期間を経ても第2項による使用許可の発行又は第3項による使用契約の締結に至らない場合は、採択通知を取消することができる。

2 本学は、申請者に対し、原則として、次の各号に掲げる事項の終了後に使用許可書を発行する。

- (1) 支払う予算の調整
- (2) 工事内容、工事期間の調整
- (3) 共同研究又は委託研究の契約

3 前項において、共用研究室等の申請者が学外使用者であるときは、使用許可書の発行に替えて申請者と別紙3により賃貸借契約書を締結する。また、賃貸借契約書を締結する前に、別紙4により工事着手に係る覚書を締結する。

4 使用許可書の発行後又は賃貸借契約書の締結後でなければ、共用研究室等の使用はできないものとする。

(使用の期間)

第9条 共用研究室等を使用できる期間は、使用許可後5年以内とする。

2 前条第1項の規定より許可された使用期間経過後も引き続きセンターの使用を希望する者は、使用期間終了の3か月前までに、別紙1「使用申請書」、別紙2「活動計画書」及び別紙5「活動報告書」を提出するものとする。

3 前項に定める必要書類の提出後の手続は、前条による。

(申請者の義務)

第10条 申請者は、国立大学法人琉球大学土地・建物貸与要領第10条の規定に準じて取扱うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 申請者は、賃貸借契約書又は使用許可書に記載された以外の目的で共用研究室等を使用してはならない。

3 申請者は、使用者を変更しようとする場合は、あらかじめセンターに届出なければならない。

(経費の負担)

第11条 申請者は、共用研究室等に係る次の費用を負担しなければならない。

- (1) 共用研究室等を使用するために行う内装又は内装の改修に要する費用
- (2) 共用研究室等を使用するために必要な行政庁等へ行う申請等に要する費用
- (3) 物品の購入、設置及び附帯工事に要する費用
- (4) 施設使用期間中に本学又は行政庁等が指摘した施設の改善等に要する費用
- (5) 原状回復に要する費用

2 申請者は、前項に規定する費用のほか、別紙6の施設使用料、施設維持管理費及び光熱水費等を負担する。

(損害の賠償)

第12条 申請者は、使用者が故意又は過失により本学の施設又は物品を損傷又は滅失した場合は、これを原状に復し、若しくは当該損傷又は滅失の額に相当する金額を弁償しなければならない。

(研究成果の取扱い)

第13条 申請者は、共用研究室等を使用して得られた研究成果を、知的財産保護等の必要がある場合を除き、原則として公表するものとする。

- 2 共用研究室等における研究の成果として知的財産の発生が見込まれるときは、その取扱いに関してあらかじめ共同研究又は委託研究に係る契約に定めるものとする。
- 3 共用研究室等における研究の成果として発生した知的財産に係る権利の帰属等については、前項の契約に別段の定めがある場合を除き、本学の規程等に定めるところによる。

(研究評価)

第14条 申請者等は、研究期間の中間に実施する研究評価を受けなければならない。

- 2 申請者等は、研究を終了した場合は、研究評価を受けなければならない。
- 3 研究評価は、運営委員会において行う。

(使用許可の取消)

第15条 運営委員会は、申請者等が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、共用研究室等の使用許可を取消することができるものとする。

- (1) 賃貸借契約書、使用許可書に記載された条件又はこの内規若しくはその他の本学の規程等に違反していると認められる場合
 - (2) 本学の施設に重大な損害を与えたと認められる場合
 - (3) 前条第1項の研究評価の結果、使用の継続が不適切と認められた場合
- 2 申請者は、使用許可を取消された場合は、直ちに共用研究室等の使用を中止し、速やかに退去するとともに、共用研究室等を原状に復さなければならない。
- 3 前項に要する費用は、申請者の負担とする。

(使用の終了)

第16条 申請者は、共用研究室等の使用を終了するときは、別紙5「活動報告書」を提出するとともに、原則として使用した共用研究室等を原状に復さなければならない。

(事務)

第17条 共用研究室等の運用に関する事務は、センターにおいて処理する。ただし、共用研究室等の共同研究又は委託研究契約の締結に係るもの及び使用契約の締結に係るものについては、上原キャンパス事務部管理課において処理する。

(雑則)

第18条 この内規に定めるもののほか、共用研究室等の使用に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、医学部長が別に定める。

(改廃)

第19条 この内規の改廃は、運営委員会議を経て医学部長が行う。

附 則 (令和6年9月30日)

この内規は、令和6年9月30日から施行する。

琉球大学医学部再生医療研究センター西普天間キャンパス共用研究室等 使用申請書

琉球大学再生医療研究センター長 殿

利用申請代表者
所属機関：
職名・氏名：
電話番号：

琉球大学医学部再生医療研究センター西普天間キャンパスの共用研究室等を使用したいので申請します。なお、使用にあたっては、「琉球大学医学部再生医療研究センター西普天間キャンパス共用研究スペース運用内規」を遵守します。

1. 使用概要

使用目的	
使用期間	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日
申請者 ※研究代表者が学外使用者の場合は、本学の研究監督者も記入すること	(研究代表者) 所属： 氏名： 電話： (本学の研究監督者) 所属： 氏名： 電話：
使用希望室名	
搬入機器名及び目的 (配電図・電気容量等は「オープンラボ及びCPCゾーン利用計画図」の項目に記載すること)	
オープンラボ及びCPCゾーン利用計画図	

別紙2（第6条第2項及び第9条第2項関係）

琉球大学医学部再生医療研究センター西普天間キャンパス共用研究室等
令和____年度活動計画
(詳細にご記入ください。また、参考となる提案書等の資料を添付ください。)

利用申請代表者
所属機関：
職名・氏名：
電話番号：

1. 共同研究等の成果（進捗の状況・今後の展開・新事業創出の可能性等）
① 共同研究のテーマや内容等が新産業の創出に貢献する可能性
② 共同研究の進捗状況及び今後の進展可能性
2. 研究開発プロジェクトの創出（研究費確保の状況、本学への資金導入額、知財の活用等）
① 研究開発プロジェクト創出
② 本学の知財等活用
③ 共同研究資金の導入の可能性
3. 波及効果（本学及び地域（企業）等での産官学連携推進への貢献等）
① 本学の産官学連携への貢献
② 地域への波及効果
4. 利用頻度、利用方法、必要性（使用日数、使用人数等）
① 利用頻度（使用日数、使用人数等）
② 利用方法
③ 必要性
5. その他・特記事項

別紙3（第8条第3項関係）

琉球大学医学部再生医療研究センター
共用研究室等定期賃貸借契約書（案）

賃貸人 国立大学法人琉球大学（以下「甲」という。）学長_____と賃借人 _____（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する共用研究室等に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない琉球大学医学部再生医療研究センター共用研究室等定期賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結した。

頭書（1）目的物件

建物名称：先端医学研究センター棟 地上6階

所在地：沖縄県宜野湾市字喜友名1076番地

部屋名称：面積：5階・_____室・_____㎡

附属施設：無し

※添付図面の位置とする。

頭書（2）契約期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで（ 年 月間）

（契約終了の通知をすべき期間）令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

頭書（3）施設使用料等（別紙5のとおり）

施設使用料単価：_____円/㎡/年（消費税含む）

施設使用料：_____円/月（消費税含む）、_____円/年（消費税含む）

共 益 費：賃料に含む

敷 金：無

諸 費 用：その他、施設使用料単価積算に含まれていない光熱水費、電話料金、施設維持管理費等は、乙の実費負担とする。

貸与する鍵：鍵No. _____ ・ 本

施設使用料等の支払時期：甲の請求に基づき、甲の指定する期日まで

契約条項

（目的）

第1条 甲は、甲所属の_____と乙所属の_____が実施する_____に関する共同研究（以下、「共同研究契約」という。）の用に供するために、琉球大学医学部再生医療研究センターの使用者として決定する。

（契約期間）

第2条 契約期間は、頭書（2）に記載するとおりとする。

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。

3 甲は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6月前までの間（以下「通知期間」という。）に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。

4 甲は、前項に規定する通知をしなければ、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、

第1項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、甲が、通知期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から6月を経過した日に賃貸借は終了する。

(施設使用料)

第3条 乙は、頭書(3)の記載に従い、施設使用料を甲に支払わなければならない。

2 甲の請求に基づき、別紙により年間施設使用料を12回に分け支払う(毎月払い)ものとし、毎月末までに翌月分を支払うものとする。また、毎月払い施設使用料に端数が発生する際は、年間初月分にて調整できるものとする。

3 諸費用は、甲の請求に基づき、甲の指定する期日までに支払うものとする。

4 乙は、施設使用料、諸費用を甲が別途指定する口座に振り込むものとする。

5 指定した期日までに施設使用料の納付がなされなかった場合、乙は指定した期日の翌日から甲が収納した日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

(施設使用料の改訂)

第4条 甲及び乙は、公租・公課の変動、又は近隣の建物の賃貸借料に比較して当該施設使用料が不相当になったときは、施設使用料の増減を請求することができる。

2 前項の請求は、施設使用料を増減しようとする月の1ヶ月前までに文書により請求するものとする。

(維持保存費の負担区分)

第5条 建物本体に係る維持保存費は、甲の負担とする。

(甲の管理義務)

第6条 甲は、乙に共用研究室等を使用させるにあたり、良好に管理し、乙の研究に支障を来さないよう努めるものとする。

2 前項の管理を怠ったために生じた修繕費その他の経費は、甲の負担とし、乙に対しその費用は請求しないものとする。

(乙の管理義務)

第7条 乙は、共用研究室等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 前項の注意を怠ったために生じた修繕費その他の経費は、乙の負担とし、甲に対しその費用は請求しないものとする。

3 乙は、「琉球大学医学部再生医療研究センター西普天間キャンパス共用研究スペース運用内規」を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は、乙に入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(権利譲渡の禁止)

第8条 乙は、共用研究室等の賃借権を全部もしくは一部を第三者に譲渡・転貸してはならない。また、担保の用に供してはならない。

(甲の契約解除権)

第9条 甲は、次の各号の1に該当する場合は、契約条件にかかわらず本契約を解除することができる。

- (1) 乙が契約条件に違背したとき。
- (2) 乙の都合により、本契約の前提条件となる共同研究契約を締結しないとき。
- (3) 乙が施設使用料を2ヶ月以上滞納したとき。
- (4) 乙が甲に対し信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (5) 乙が破産、民事再生、会社整理、会社変更等の手続きの申し立てを行ったとき。
- (6) 乙が銀行取引の停止または差押・仮差押・仮処分・強制執行等を受けたとき。

(乙の契約解除権)

第10条 乙は、次の各号の1に該当する場合は、契約条件に拘わらず本契約を解除することができる。

- (1) 甲が契約条件に違背したとき。
- (2) 甲の都合により、本契約の前提条件となる共同研究契約を締結しないとき。
- (3) 甲が乙に対し信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (4) 甲が銀行取引の停止または差押・仮差押・仮処分・強制執行等を受けたとき。

(契約解除申入れ期間)

第11条 甲及び乙は、前2条の規定により契約解除の申し入れをする場合、解除日の3ヶ月以前に書面により相手方に通知しなければならない。

(契約の解約権)

第12条 甲及び乙は契約条件にかかわらずやむを得ない理由があるときは、本契約を解約することができる。この場合、解約日の3ヶ月前までに書面によりその旨を相手方に通知しなければならない。

(明渡し及び原状回復)

第13条 賃貸借期間の満了・解約・解除その他の事由により本契約を終了した場合は、甲乙協議の上、賃貸借期間満了までに、乙は自然損耗に係る部分を除き原状に復旧して明け渡さなければならない。その際の原状復旧費用は、乙の負担とする。ただし、甲が特に承認したときはこの限りではない。

2 前項ただし書きに該当する場合を除き、乙が原状回復の義務を履行しないときは、甲は乙の負担においてこれを行うことができる。この場合、乙は甲に異議を申し立てることができない。

3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。

4 本契約終了時に本物件等内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情がある時は、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。

5 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日の翌日から明渡し完了の日までの間の施設使用料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(甲の物件内立入権)

第14条 甲は、管理上やむを得ないときは、賃貸借物件内に立ち入ることができる。前記の場合で乙が不在であったとき、甲は乙に後日連絡するものとする。その他の事由で立ち入る場合は、乙に事前に通知し、乙の立ち会いのもと立ち入るものとする。

(本契約の消滅)

第15条 天災地変、その他当事者の責によらない事由により、本建物の全部または一部が滅失・破損して本契約の目的を達成されない場合は、本契約は終了するものとする。

(免責)

第16条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(守秘義務)

第17条 甲と乙は、本契約締結に関し、公知のものを除き知り得た相手方の秘密・情報を相手方の同意なく第三者に漏洩・開示してはならない。

(研究成果の取扱い)

第18条 共用研究室等における研究の成果として知的財産が発生した場合の取扱いについては別に定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 この契約につき万一紛争を生じた場合は、那覇地方裁判所を専属の合意管轄裁判所とし、甲・乙ともその調停に基づいて円滑な解決を図るものとする。

(準拠法)

第20条 本契約については、日本国法を準拠法とする。

(協議事項)

第21条 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた場合は、民法その他関係法令の規定等及び慣習に従い、甲乙誠意をもって協議の上、決定するものとする。

本契約の締結の証として、本書を2通作成し、甲乙は記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地国立大学法人琉球大学
学 長
代理人 上原及び普天間キャンパス担当理事

乙 【住所】
【民間機関等の名称】
【代表者氏名】

別紙4（第8条第3項）

琉球大学医学部再生医療研究センター西普天間キャンパス共用研究室等 使用のための工事着手に係る覚書

国立大学法人琉球大学医学部再生医療研究センター（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、甲が琉球大学医学部再生医療研究センター内の「共用研究スペース（以下「共用研究室等」という。）を乙が使用・賃借する準備のために行う改修等の工事（以下「工事」という。）の実施にあたり、以下の内容で合意し覚書を締結する。

第1条（目的）

甲は、令和 年 月 日付けで、琉球大学医学部再生医療研究センター西普天間キャンパス共用研究スペース運用内規に基づき、甲所属の を研究監督者とする研究の用に供するため、乙を共用研究室等の使用者として決定した。

乙は甲との間に令和 年 月 日までに定期賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結し、使用を開始する予定であるが、甲はその準備のために乙が工事を行うことを承諾する。

第2条（建物概要）

乙が使用・賃借できる共用研究室等の概要は、次のとおりとする。

建物名：先端医学研究センター棟 地上6階建
所在地：沖縄県宜野湾市字喜友名1076番地
竣工時期：令和 年 月 日（予定）
設置階・面積：5階 m²（ 坪）
※ 添付図面の位置とする。

第3条（本契約前、工事の承諾）

（1）甲は乙が共用研究室等の使用を開始するために必要な工事を令和 年 月 日以降に行うことを承諾する。また、甲は乙が工事の際に必要な不可欠な以下の事項については、使用を許可するとともに、甲の責任において使用可能な状態にする。

- 1）大学敷地内外への出入り・往来・駐車場の確保
- 2）建物に付随する設備（例えば、電源、エレベータ）等の使用

（2）工事の費用については、乙が負担するものとする。また、工事に係る光熱水費、電話料金は乙の実費負担とする。

（3）工事の期間中は、共用研究室等の施設使用料は無償または減額とする。ただし、事業の一部でも開始した場合は、施設使用料を徴収する。

（4）乙は、工事を行う場合は、事前に甲に対して計画書等を提出し承諾を得るものとする。また、甲の承諾後に計画等に変更が生じた場合、乙は速やかに甲に通知し、変更部分について甲の承諾を得るものとする。甲は承諾後、速やかにその旨を乙に通知する。なお、計画書等は、上原キャンパス事務部管理課資産管理係に提出するものとする。

第4条（善管義務）

乙は共用研究室等の工事を行うにあたり、善良なる管理者の注意義務をもって使用しなければならない。

第5条（原状回復・損害金）

（1）乙は、乙の諸事情により本契約前に共用研究室等の使用を取りやめる場合は、書面により速やかに甲に通知し、甲と乙の打ち合わせの上、乙の費用負担により、原状回復を行うものとする。

（2）甲は、甲の諸事情により本契約前に乙の共用研究室等の使用・賃借の許可を取消す場合は、書面により速やかに乙に通知する。乙は、乙がこれまでの準備に要した費用および原状回復費用について、甲に損害金として実費を請求できるものとする。甲は、その費用を負担する。

第6条（本覚書の失効）

以下の場合は、本覚書は失効するものとする。

- (1) 本契約を締結した場合
- (2) 天災地変、その他当事者の責によらない事由により、本建物の全部または一部が滅失・破損して当初の目的が達成されない場合
- (3) 甲乙の責めに帰さない理由により本契約が締結されない場合
- (4) 前2号の場合、乙がこれまでの準備に要した費用および原状回復費用については甲と乙において別途協議する。

第7条（守秘義務）

甲と乙は、本覚書締結に関し、知り得た相手方の秘密・情報（公知のものを除き）を相手方の同意なく第三者に漏洩・開示してはならない。

第8条（管轄裁判所）

本覚書に関し、甲と乙の間に紛争が生じた場合は、那覇地方裁判所を専属の合意管轄裁判所とする。

第9条（準拠法）

本覚書については、日本国法を準拠法とする。

第10条（協議事項）

この本覚書に定めのない事項及び本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、民法その他関係法令の規定等及び慣習に従い、甲乙誠意を持って協議の上、決定するものとする。

本覚書の締結の証として、本書を2部作成し、甲乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
国立大学法人琉球大学
学 長
代理人 上原及び普天間キャンパス担当理事

乙 【住所】
【民間機関等の名称】
【代表者氏名】

別紙5（第9条第2項及び第16条第1項関係）

琉球大学医学部再生医療研究センター西普天間キャンパス共用研究室等

令和__年度 活動報告書

（詳細にご記入ください。また、参考となる提案書等の資料を添付ください。）

所属機関：

職名・氏名：

電話番号：

1. 共同研究等の成果（進捗の状況・今後の展開・新事業創出の可能性等）
① 共同研究のテーマや内容等が新産業の創出に貢献する可能性
② 共同研究の進捗状況及び今後の進展可能性
2. 研究開発プロジェクトの創出（研究費確保の状況、本学への資金導入額、知財の活用等）
① 研究開発プロジェクト創出
② 本学の知財等活用
③ 共同研究資金の導入の可能性
3. 波及効果（本学及び地域（企業）等での産学官連携推進への貢献等）
① 本学の産学官連携への貢献
② 地域への波及効果
4. 利用頻度、利用方法、必要性（使用日数、使用人数等）
① 利用頻度（使用日数、使用人数等）
② 利用方法

別紙6（第11条第2項関係）

琉球大学医学部再生医療研究センター
西普天間キャンパス共用研究室等貸付金額一覧表

利用形態	施設使用料			共益費
	料金（月/㎡）	月額（円）	年額（円）	
細胞調製室1（22㎡）	4,400円/㎡	96,800	1,161,600	施設使用料に含む
細胞調製室2（20.5㎡）	4,400円/㎡	90,200	1,082,400	
細胞調製室3（25.1㎡）	4,400円/㎡	110,440	1,325,280	
細胞保存庫（8.8㎡）	3,410円/㎡	30,008	360,096	
エアロック1（5.3㎡）	3,410円/㎡	-	-	
エアロック2（17.4㎡）	3,410円/㎡	-	-	
更衣室（男）（3.3㎡）	3,410円/㎡	-	-	
更衣室（女）（3.3㎡）	3,410円/㎡	-	-	
受入検査室（8.6㎡）	3,410円/㎡	-	-	
倉庫1（6.4㎡）	3,410円/㎡			
倉庫2（12.1㎡）	3,410円/㎡			
DGW（2.9㎡）	3,410円/㎡			
二次GW（4.1㎡）	3,410円/㎡			
搬出エリア（3.8㎡）	3,410円/㎡			
前室2（6.1㎡）	3,410円/㎡			
<p>1. 光熱水料は、個別メーターにより計測し、単価は当該月の全体使用料/全体使用料で算出される単価とする。また、使用料は1カ月毎に支払うものとする。</p> <p>2. 電気料金は実費とする。</p> <p>3. メーター等の取付け費は、使用者の負担とする。</p> <p>4. 第3条（10）に規定する施設維持管理費には、細胞培養施設の使用及び管理のための電気使用量、バリテーション・サニテーションの費用が含まれ、琉球大学を含めた全ての研究チーム（細胞調整室の使用単位）で按分して負担する。ただし、年度途中から使用（入居）の場合は、その期間を考慮するものとする。</p> <p>5. エアロック・更衣室・受入検査室・倉庫・DGW・二次GW・搬出エリア・前室は、共用として使用する部分であり、施設使用料は琉球大学を含めた全ての研究チーム（細胞調整室の使用単位）で按分して負担する。ただし、年度途中から使用（入居）の場合は、その期間を考慮するものとする。</p>				